確　認
＊

租税特別措置法第70条の７の５第25項・第70条の７の６第26項・第70条の７の８第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

＊欄には記載しないでください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿税務署長

〒
住所(居所)

氏名　　電話

租税特別措置法 第70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項第４号
第70条の７の６第26項において準用する同法第70条の７の２第31項第４号 の規定の
第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項第４号

適用を引き続き受けたいので、 特例認定贈与承継会社 / 特例認定承継会社 / 特例認定相続承継会社 に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、

この書類に関係書類を添付して届け出ます。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）と一緒に提出してください。

１　災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名　称		③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の取得年月日(注1)	年　月　日 （　年　月　日）
② 本店の所在地		④ 中小企業信用保険法第２条第５項の該当事由が発生した年月日(注2)	□ ３号該当 □ ４号該当 年　月　日

(注) １　会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
２　「中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

２　会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額	円	B 特例適用対象贈与（相続開始）の時における常時使用従業員の数	人

要件緩和期間 年　月　日～ 年　月　日	要件緩和期間 年　月　日～ 年　月　日	要件緩和期間 年　月　日～ 年　月　日
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額
円	円	円
b 売上割合（a ÷ A ×100）	b 売上割合（a ÷ A ×100）	b 売上割合（a ÷ A ×100）
%	%	%
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数
人	人	人
d 雇用割合（c ÷ B ×100）	d 雇用割合（c ÷ B ×100）	d 雇用割合（c ÷ B ×100）
%	%	%

資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d　雇用割合」が、下表の「売上割合」の区分（「b　売上割合」により判定します。）に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	０%
70%以上 100%未満	40%
100%以上	80%

※　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A（贈与）特定事業年度における売上金額」の売上金額以上（a ≧ A）となった事実の有無	〔有 □ ／ 無 □〕

３　添付書類

次に掲げる書類を提出してください。

□　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の３第13項において準用する同条第２項（同条第５項（同条第14項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士		電話番号	

《記載要領等》

1　届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の７の５第２項第１号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の７の６第２項第１号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の７の８第２項第２号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、**措置法70条の７の５第25項において準用する同法第70条の７第30項（第４号に係る部分に限ります。）・第70条の７の６第26項又は第70条の７の８第14項において準用する同法第70条の７の２第31項（第４号に係る部分に限ります。）の規定**の適用を受けている方（**「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の「２　災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の⑶に該当する場合として当該届出書を提出した方**）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2　届出期限

⑴　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から５月を経過する日

⑵　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から３月を経過する日

（注）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の７の５第２項第９号（第70条の７の６第２項第９号、第70条の７の８第２項第６号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

3　書き方等

⑴　Ａ欄は、中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「**（贈与）特定事業年度**」といいます。）の売上金額に下記⑶イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

⑵　「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

⑶　ａ欄～ｄ欄は次のとおり記入します。

イ　「ａ　売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第２条第５項第３号又は第４号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。）の売上金額を記入します。

ロ　「ｂ　売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記⑴により計算された金額）×100」により計算します。

ハ　「ｄ　雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

（注）「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の７の５第３項において準用する同法第70条の７第３項第９号（措置法第70条の７の６第３項又は措置法第70条の７の８第３項において準用する措置法第70条の７の２第３項第９号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

⑷　基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、２の「ａ　売上判定事業年度の売上金額」が「Ａ　（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

⑸　特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）１　「**特例適用対象贈与の時**」とは措置法第70条の７の５第１項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の７の６第１項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

２　「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の７の５第２項第１号イ（第70条の７の６第２項第１号イ、第70条の７の８第２項第２号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

３　「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から１年を経過するごとの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その１年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日）の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「**（贈与）特定期間**」とは、措置法第70条の７の５第25項において準用する措置法第70条の７第30項第１号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の８の５第36項において準用する措置令第40条の８第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の７の２第31項第１号（措置令第40条の８の６第43項又は措置令第40条の８の８第19項において準用する措置令第40条の８の２第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

４　「**雇用判定基準日**」とは、措置令第40条の８の５第36項において準用する措置令第40条の８第57項第１号及び第２号（措置令第40条の８の６第43項又は措置令第40条の８の８第19項において準用する措置令第40条の８の２第61項第１号及び第２号）に規定する雇用判定基準日をいいます。

５　「**特例経営（贈与・相続）承継期間**」とは、措置法第70条の７の５第25項において準用する措置法第70条の７第30項第１号（措置法第70条の７の６第26項又は措置法第70条の７の８第14項において準用する第70条の７の２第31項第１号）に規定する期間をいいます。